

構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	1 2 0 9
構造改革特別区域において 実施可能な 特例措置	のぼり旗等についても違反広告物等の簡易除却の対象となるよう措置する。
意見提出者名	倉敷市
意見の要点	構造改革特別区域を設定することができる区域として、屋外広告物法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の地域だけでなく、その周辺地域なども特区を設定することができる地域とすべき。
意見に対する 回答	屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域は、その設定する構造改革特別区域の全部又は相当部分が屋外広告物法第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる地域又は場所であることとされており、同法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号以外の地域についても上記要件を満たせば構造改革特別区域を設定することができる。
担当省庁名	国土交通省

対応方針 別表1の番号	1 2 1 0
構造改革特区において実施可能な特例措置	公的主体以外の者による橋の設置について、周辺地域の合意形成・管理形態の整理を図り、治水・利水及び河川環境への著しい影響を及ぼさない場合に認めるよう通知する。
意見提出者名	北海道
意見の要点	今回の特例措置については、河川敷地占用許可準則第6の占用主体の規定に係るものであるが、同準則の第8にある治水上又は利水上の基準については特区内においても適用されるものと解釈して良いか。
意見に対する回答	ご指摘のとおり、特区内であっても今回の特例措置以外の河川敷地占用許可準則の項目については適用されることとなります。
担当省庁名	国土交通省

対応方針 別表1の番号	1 2 1 3
構造改革特区において実施可能な特例措置	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルまで引き下げる。
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>大学の教室の天井高さを一律2.1メートルとするのは反対。3メートル以上の原則を維持しつつ、国土交通大臣が指定する換気設備を設置する等衛生上支障がないと認められる場合に限り天井高さの制限を緩和すべき。なお、この基準は、衛生上の観点からの規制であり、構造改革特区に限定せず、全国規模で実施すべき。</p> <p>また、同様の規制緩和措置については、大学のみならず、高等学校、小中学校についても実施すべき。</p>
意見に対する回答	<p>近年、大学の教室の利用形態が多様化し、教室内の人口密度や教室内において留意すべき視覚的環境の状況を一律に想定することが難しくなっていることを踏まえれば、大学と利用形態が類似している専修学校・各種学校の教室の天井の高さについては、2.1メートル以上としている一方で、大学の教室の天井の高さについて一律に3.0メートル以上とすることの合理性が乏しくなっている。さらに、専修大学・各種学校において天井の高さにより健康影響を生じたとの報告・指摘がないことから、大学の教室の天井の高さについて2.1メートル以上まで引き下げるものである。</p> <p>なお、当該基準については、上記理由に鑑みて、全国において対応することとした。</p> <p>また、小中学校、高等学校等については、発育過程にある児童・生徒が長時間利用するものであるから、大学と同一に取扱うことは適切でないと考えている。</p>
担当省庁名	国土交通省

対応方針 別表1の番号	1 2 1 3
構造改革特区において実施可能な特例措置	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルまで引き下げる。
意見提出者名	茨城県
意見の要点	学校の天井高を2.1メートルまで引き下げる場合に良好な室内環境を保持するための配慮が必要でない理由
意見に対する回答	近年、大学の教室の利用形態が多様化し、教室内の人口密度や教室内において留意すべき視覚的環境の状況を一律に想定することが難しくなってきていることを踏まえれば、大学と利用形態が類似している専修学校・各種学校の教室の天井の高さについては、2.1メートル以上としている一方で、大学の教室の天井の高さについて一律に3.0メートル以上とすることの合理性が乏しくなっている。さらに、専修大学・各種学校において天井の高さにより健康影響を生じたとの報告・指摘がないことから、大学の教室の天井の高さについて2.1メートル以上まで引き下げるものである。
担当省庁名	国土交通省